



R1.11.7 あおば会ゴルフコンペにて

INDEX

- ◆ 年末のご挨拶(南谷)
- ◆ 今年のニュースを振り返って
税について考えよう(三瀬)
- ◆ M&A 相談会開催しました(松尾)
- ◆ お客様紹介 Patisserie HiSaSo
- ◆ あおば総合社労士事務所
新入社員あいさつ
- ◆ セミナーのお知らせ
- ◆ 年々年始のご案内



年末のご挨拶



2019年も間もなく終わろうとしています。皆様には今年1年を通じ大変お世話になり、ありがとうございました。

振り返れば今年も様々なことがありました。まずは、なんと言っても天皇の譲位により「平成」から「令和」へと元号が変わり、新しい時代が幕を開けたということでしょう。30年続いた「平成」の時代は、バブル崩壊からデフレが続き、その中ごろには「リーマンショック」という大恐慌が起きました。少しずつ回復基調にはあるものの国民所得は諸外国に比べ著しく低い伸び率となっており、「平成」という時代はどちらかというところあまり良い時代ではなかったのかなと感じています。ただ「令和」もここまでのところ「平成」から引き続き米中の貿易摩擦や出口の見えない日韓関係は依然として残り、毎年のように繰り返される自然災害は令和になっても起こりました。これからの「令和」の時代は是非とも日本国民が幸せになれる時代となってほしいものです。

税務の業界におきましては、10月1日からの消費税率の引上げ・軽減税率の導入が行われました。導入前には物議を醸していた軽減税率ですが今のところ大きな混乱もないようです。ただ、今後導入から期間が経過したところでの税務調査の場面では問題となるケースも出てくるのではないかと危惧しております。

また、有名芸人による個人事務所の無申告問題が話題になりました。税務当局はここ数年無申告の事案を集中的に調査しております。特にネットを使った物品販売による収入などの把握は先の税制改正によりかなりの情報収集が進んでいます。このようなニュースを発表することで他の無申告者を牽制する狙いでしょう。

税務の制度的なところでは、今年の年初に生命保険を使った節税策に規制がかかり、今また海外の不動産を使った節税スキームを規制しようという議論が起こっています。これまで可能だった付け焼刃的な節税は通用しなくなり、早め早めの対策がますます重要になってまいります。

そのような中、私共税理士法人あおばも、9月7日に開催させていただいた創立15周年記念セミナーの懇親会で発表させていただいた通り、松尾税理士を代表社員に就任させ、私と2名代表の体制に移行いたしました。これは、平成25年に開設後あまり稼働できていなかった大阪事務所を本格稼働させるべく天理本店の業務の機動性を引き上げるためでございます。大阪と天理を行ったり来たり私の決裁を待っていては決定が遅くなります。そのための体制変更であることをご理解いただければと思います。

年明けには弊社社員の山田が税理士登録をする見込みで税理士4名となり、より充実したサービスを提供できるよう取り組んでまいります。令和2年も変わらぬご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

代表税理士 南谷 正仁



ミセのミタ 税金事件簿

～税務調査は見逃さない～

今年のニュースを振り返って - 税について考えよう

三瀬税理士のミカタ

富裕層、海外財産、無申告、所得隠し…。税務調査が年々、厳しさを増している。行き過ぎた節税があれば、すぐさま塞ぐ。国税が張り巡らせた網は、もはや容易に振りほどけない。

～お笑いタレントの個人会社が

法人税 3700 万円の追徴課税～

◆概要

タレント所有の個人会社は昨年9月に東京国税局から税務調査を受け、2016年3月期から18年3月期の3年分について無申告及び旅費、衣服代約2000万円が経費として認められなかった。

◆税務署の視点

「申告しなくてもバレないだろう」と考えるのは浅はかである。国税庁のデータベース「KSK (国税総合管理) システム」に法人・個人の金融取引データが蓄積され、納税者の所得や資産の状況を補足することができる。さらに、マイナンバー制度の導入により、金融機関等の照会情報を入手することが可能になる。

◆税理士の視点

節税法人を設立しながら、なぜ、3年間も無申告を続けたのだろうか？しかも、税務署から再三、催促を受けながら。また、無申告や所得隠しの場合はペナルティーは非常に厳しい。重加算税と認定されれば、追加税金として40%上乘せされます。

～梅田の人気たこ焼き店、

1.4 億円の所得隠し～

◆概要

大阪国税局はたこやき運営会社に対して、レジの売上げを一部除外し、法人税・消費税の納税を免れた他、従業員の源泉所得税の一部を納めていなかったことを指摘した。

◆税務署の視点

売上除外は簡単に見つかる。まず、過去の申告書や決算書から原価率 (利益率) を比較することで ↗

異常値が見つかる。さらに、内偵調査より、日々の売上高、客単価を推計、預金調査により、証拠資料を作成する。

◆税理士の視点

所得隠しは、費用対効果を考えれば、むしろデメリットの方が大きい。まず、所得隠しをするために時間と労力を割くのであれば、純粋に経営管理に知恵を使うべきです。また、お金以上に、所得隠しは社会的信用を失います。一度、失った信用はなかなか取り戻すのは困難です。

～行き過ぎた相続税対策：

不動産の相続税評価～

◆概要

相続税対策として死亡直前にマンションを購入し、相続時において借入金 (債務) がマンションの相続税評価額を上回ること、相続税をゼロとして申告。国税庁は、時価と「著しく乖離」した相続税評価額を認めなかった。

◆税務署の視点

マンションの相続税評価額は3.3億円、借入金10億円であるため、相続税はゼロ。確かに「財産評価基本通達」による法律の計算は間違いない。しかし！マンションの売却時価は12.6億円。時価との間に「著しい乖離」がある場合は、例外規定を適用する。

◆税理士の視点

相続税法の不動産の評価は「財産評価基本通達」によるものと規定されています。その大原則を否認する根拠はどこにあるのか。時価との間の「著しい乖離」とはどれほどなのか明確に規定されていません。ただ、判決がでている以上、今後、留意すべき事項は、節税行為のみの取引は慎重に検討すべきです。

経済は生き物であり、脱税の手口や節税手法はある意味、“人のココロの隙間”を反映しています。笑うセールスマン喪黒福蔵の「あなたのココロのスキマ、お埋めします。」という甘い誘惑に惑わされないように。

M & A 個別相談会を開催

日頃からさまざま打ち合わせをさせて頂いている中で、業種を問わず、「**会社の売り案件が経営者に直接持ち込まれるケース**」が増えてきているように感じています。

当然その時は〇〇円で、とある程度の金額提示までされてきます。金額表示があるため場合によってはトントン拍子で進むのですが、そういった場合**どういうリスクがあるのか、どういう資料を見るべきなのか**、などの点で曖昧なまま話が進んでしまうケースもあります。

当事者としては財務面ばかりを気にしがちなのですが、例えば未払賃金債務が潜んでいる、主要取引先との契約条件が脆弱、など、どちらかという**と法務面・労務面でのリスク**をより考慮しなければならないのが実情です。

そういった背景があり、先日、M & A 個別相談会を開催いたしました。
今後も2か月に一回程度で開催する予定です **(次回は2月3日)**。

M & A には当然リスクも潜みますが、一方で本業を柱として事業を多角化し、経営を安定化させているケースや、M & A を有効に活用して規模拡大、人材不足解消を図っているケースもございます。

具体的に売りたい、買いたい、と具現化している段階よりももっと手前の、**実際のところはどうなのか**(相乗効果が本当に出るのか、価格はどうやって決まるのか、どんな手順で進むのか)という部分を確認する機会としてもご活用頂ければと考えています。



代表税理士 松尾 潤

- お客様紹介 -

天理駅北の洋菓子店「シェフ ド ローズ」が本格フランス菓子店「パティスリーヒサソ (HiSaSo)」としてリニューアルオープンしました！

覚えておられるでしょうか。10年前、天理駅のすぐそばにシュークリームが評判のケーキ屋があったことを。そのケーキ屋のパティシエが9年間フランスで修業し、コンクールで受賞され帰国！フランス菓子店としてお店を再開されました。

「僕はわがままなんです」とパティシエの大杉治城さんは語ります。「わがままだから、自分の納得したものしかお客様に提供したくないんです」と。

地元奈良産の食材を用いたこだわりの仏洋菓子を開発するため、また、来年1月に招待された全世界コンクールの出品作品を研究するため、遅くまでお店からいい匂いが漂ってきます。

夢は店を大きくして、焼菓子だけでなくフランスで学んだパン、キッシュ、ショコラ、ジェラート等を提供すること、そして、人を育てていくことだと大杉さんは目を少年のように輝かせて教えてくださいました。フランスに修行に行ったのも、ただの街のケーキ屋さんより世界で通用するパティシエの方が育ててもらう側も励みになるからだろうということなんだそうです。

「HiSaSo」はあおばからもすぐ近くにあります。

弊社にお越しの際には、寄ってみられてはいかがでしょうか。



パティスリー ヒサソ (Patisserie HiSaSo)

営業時間：8：30～18：00頃

住所：奈良県天理市川原城町655

電話：0743-85-7754

隣の喫茶「表参道」でケーキセットも提供しています



シュクルアート(飴細工)で
全仏コンクール2位受賞



あおば100回記念セミナーに
寄贈していただいたシュクルアート



【アクセス方法】
天理駅を出て左手にまっすぐ
線路横を歩いて1分ほどです。



皆さまはじめまして、8月からあおば総合社労士事務所に入職致しました 畑 健児と申します。

出身地は兵庫県神戸市ですが、高校から奈良県天理市に引越し、大学卒業までを天理で過ごしました。思い出の多いこの地で働いていることに喜びを感じています。

私はスポーツ観戦が好きで、どのスポーツもついつい見てしまいます。高校時代にはラグビー部に所属していたのもあり、特にラグビー観戦が好きです。環境を整え、最高の状態で観戦します。ラグビーに関わらず様々なスポーツのおすすめの観戦ポイントがありましたら是非教えて頂きたいです。

入職する前はブラジルで日本語教師をしていました。数年前とは全く違う今ですが、ブラジルで挑戦出来たように、仕事に全力で挑戦していきます。

これからもどうぞよろしくお願いいたします。

畑 健児



税制改正セミナーのお知らせ

毎年恒例の税制改正セミナーを行います。
今回の税制改正が皆様の今後の事業活動や生活にどのような影響があるか、弊社の税理士が分かりやすく説明いたします。

令和2年度 税制改正セミナー

今後の
税制の
大きな
方向性は？

働き方改革
には
どんな対応？

老後の
資産形成に
変化は？

交際費の
取扱いは
変わる？

事業承継税制
に
改正はある？

オープン
イノベーション
税制とは？

- 1、日時・会場 令和2年2月6日（木）
天理市民会館（やまのべホール）
3階大会議室
午後6時開演（午後7時30分終了予定）
『新春 令和2年度 税制改正セミナー』
- 2、テーマ
- 3、講師
代表税理士 南谷 正仁
代表税理士 松尾 潤
税理士 三瀬 義男

参加お申込みは同封の申込用紙でFAX、お電話、または担当者までご連絡お願いいたします。



年末年始の営業予定

年末は令和元年12月28日（土）まで業務を行います。
年始は令和2年1月6日（月）より業務を開始します。
新年も宜しく願い申し上げます。

本店 〒632-0071 天理市田井庄町 528
TEL 0743-63-2361 FAX 0743-63-6223
大阪事務所 〒550-0012 大阪市西区立売堀1-1-1 立売堀1番館4階
TEL 06-6541-6790 FAX 06-6541-6789
URL <http://www.aoba-atm.com> E-mail info@aoba-atm.com

発行責任者 南谷 正仁

